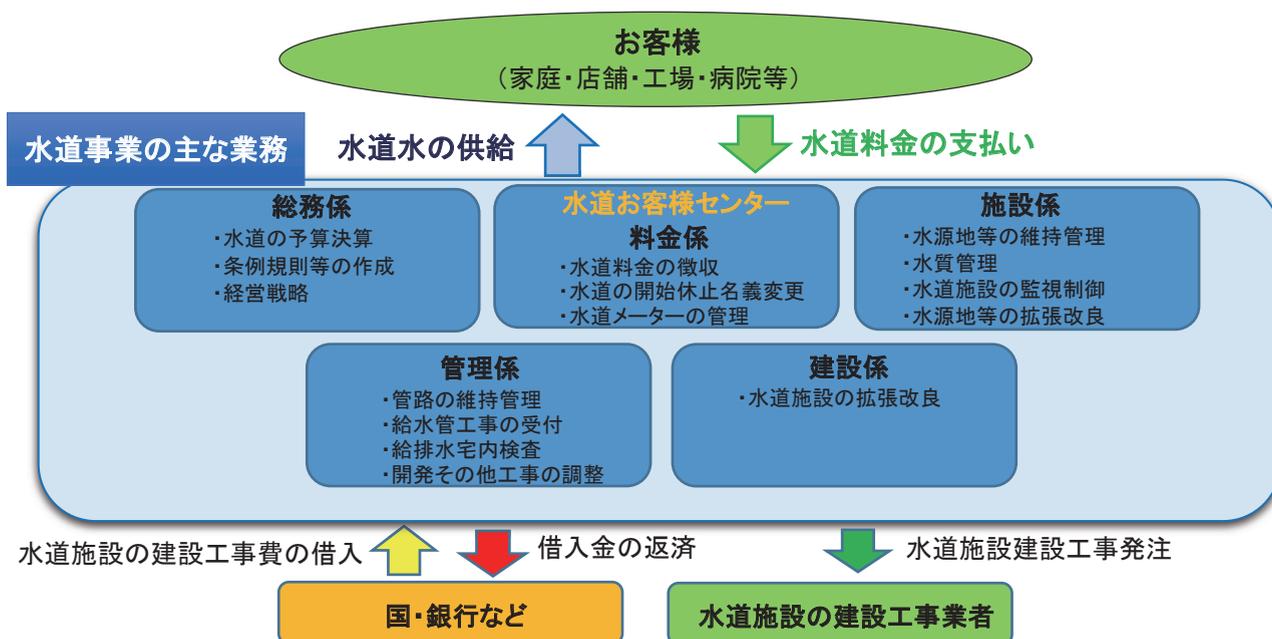


10. 水道事業の経営のしくみ

水道事業は、水道を利用されるお客さまからお支払いいただいた水道料金を主な収入として経営しています。水道事業の経営の現況については「[関市役所ホームページ](#)」でお知らせしています。



11. 水道に関する各種お申込み ~こんな時は関市水道お客様センターへ~

下記の場合、申請や届出が必要になります。前日(前日が土曜、日曜及び祭日の場合は前々日)までに、関市水道お客様センターまでお越しいただくか電話でご連絡ください。

「使用水量と料金のお知らせ」をお持ちの方は記載されている通知書番号をお申し出いただくとスムーズに手続きができます。なお、アパートやマンションなどについては、申請や届出の必要がないところもありますので事前に関市お客様センターもしくは建物の管理者等にお問い合わせください。

- 使用を開始するとき
- 使用を休止するとき
 - ・届出後、料金の精算を行いますので、お早めに届出をお願いします。
 - ・休止の届出がない場合は、使用水量が0立方メートルであっても基本料金を請求させていただきますので、使用を中止するときや長期間使用されない場合は、お早めにお届けください。
- 使用者が変わるとき
 - ・口座振込みで支払いをされている方で使用者を変更されたときは、再度金融機関への口座振込みの申込みが必要となります。
- 井戸水をご使用の場合で使用状況が変わるとき
 - ・井戸水を下水道へ放流することとなった場合、又は井戸水を下水道に放流しなくなった場合は下水道使用料が変わりますのでお届けください。お早めをお願いします。
 - ・住居する人や従業員の人数が変わったとき下水道料金が変わる場合があります。ただし、井戸メーターを設置されている場合は届出する必要はありません。
- 納付書やお知らせなどの文書の送付先を変更したいとき
- 支払方法(金融機関またはコンビニエンスストアでのお支払)を変更したいとき
- 検針や水道メーターの取替についてのお問い合わせ

◎お問い合わせ

〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地 関市役所北庁舎2階	
関市水道お客様センター	TEL (0575) 23-6782
	FAX (0575) 23-7170
関市水道課	TEL (0575) 23-6780
関市下水道課	TEL (0575) 23-6768